

せい かつ ほ ご  
生活保護のしおり



ふく し じ む し ゃ めい  
福祉事務所名

あなた<sup>たん どう</sup>の担当ケースワーカー

し めい  
氏 名

---



ない せん  
(内線)

---

# 生活保護のしおり

## ● も く じ ●

生活保護とは	1
生活保護の種類としくみ	2
最低生活費と収入との比較	4
生活保護を受けるうえで守っていただくこと	5
必ず届け出をしてください	7
こんなときは保護費を返還していただきます	9
あなたに保障されること	10
決定に疑問があるとき	10
病院などにかかるとき・介護サービスを利用するとき	11
ケースワーカーと民生委員	13
Q&A	14
生活保護を受けなくなったら	19
暴力団員からの申請について	21

このしおりは、生活保護を受ける人にとって大事なことが書いてありますので、しっかり読んだ上でわからないところがあれば担当のケースワーカーにおたずねください。また、生活保護を受けている間は大切に保管しておいてください。

# ● せいかつ ほ ご 生活保護とは

だれ びょうき しごと うしな た  
誰でも、病気になったり、仕事を失ったり、その他いろ  
いろなことで収入が少なくなったり、どんなに努力しても  
せいかつ くる  
生活が苦しいときがあります。

そんなとき、あなたのご家庭（世帯）の生活を援助し、  
じりつ じよちよう もくてき せいかつ ほ ご せいど  
自立の助長を目的とするのが生活保護の制度です。

にほんこくけんぽう かくみん けんこう ぶん かてき さいていげん ど  
日本国憲法は「すべて国民は、健康で文化的な最低限度  
の生活を営む権利を有する」と定めており、誰でも、生活  
こま りゆう なん せいかつ ほ ご ほう さだ  
に困ったときは、その理由が何であろうと生活保護法の定  
めらる条件のもとで、権利として生活保護を受けることがで  
きるのです。

せいかつ ほ ご こま ほんにん しんせい かいし  
生活保護は、困っているご本人などからの申請で開始します。

せいかつ ほ ご げんそく せいかつ せたい たんい  
生活保護は原則として、生活をともにしている世帯を単位として  
てきよう  
適用します。

せたい しゆうりょう くに さだ せいかつ ひ きじゆん さいていせいかつ  
世帯のすべての収入と、国が定めた「生活費の基準（最低生活  
ひ くら ほ ご ひつよう き  
費）」とを比べ、保護が必要かどうかが決まります。

がいこくじん かた えいじゆうしゃ ていじゆうしゃ せいかつ ほ ご ほう ほ  
なお、外国人の方（永住者や定住者など）は生活保護法による保  
ご たいしやうがい くに そち せいかつ ほ ご ほう ひつ  
護の対象外となりますが、国の措置により、生活保護法にならい必  
よう ほ ご おこな ばあい  
要な保護が行われる場合があります。

# ● 生活保護の種類としくみ

生活保護には、次のような種類の扶助があります。「生活費の基準（最低生活費）」は、あなたのご家庭の生活に必要な扶助を組み合わせ合わせたものです。

- 1 生活扶助** 食費や衣類、光熱水費などの日常のくらしの費用
- 2 住宅扶助** 家賃、地代、借家の場合の更新手数料、火災保険料、保証料などの費用（一定の限度があります。）
- 3 教育扶助** 義務教育に必要な学用品代、給食費などの費用
- 4 介護扶助** 介護保険などの給付対象となるサービスを受けるのに必要な費用、入所・通所のための交通費
- 5 医療扶助** 病院にかかるのに必要な費用（医療費、交通費など）、メガネ・コルセットなどの費用
- 6 出産扶助** 出産の費用
- 7 生業扶助** 就労に必要な技能を修得するための費用  
高校などの就学に必要な費用
- 8 葬祭扶助** 葬式を執り行うための費用



## 臨時的に特別な出費が発生した場合

臨時的に特別な出費（支払い）が発生した場合には、毎月のあなたのご家庭の収入と保護費では、まかなえないときがあります。特別な場合の出費は、必要に応じて別に支給することもあります。なお、支給できる金額に限度があったり、条件があったりしますので、担当ケースワーカーにあらかじめご相談ください。

### 【たとえば…】

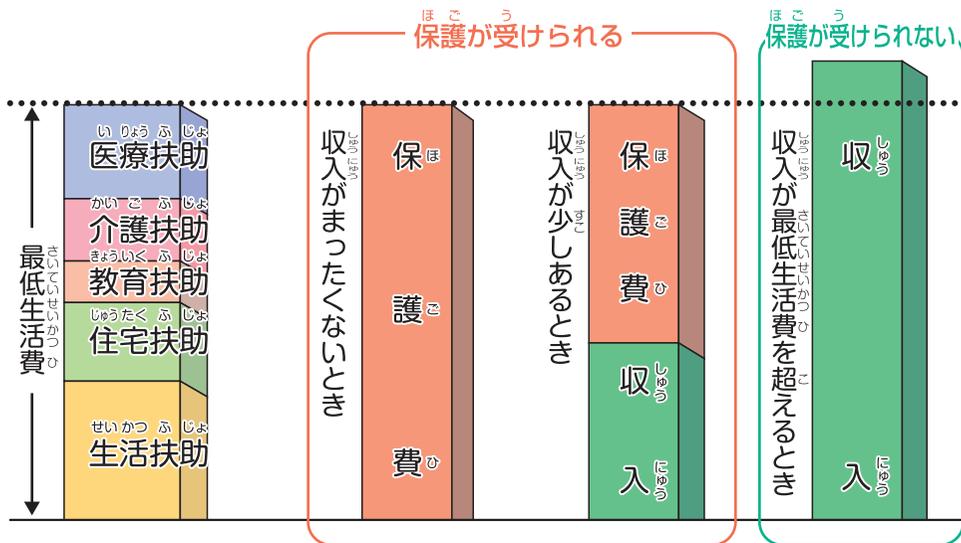
- 福祉事務所の指導で引っ越しをするとき
- 家の修理をしたいとき
- 出産や葬式の費用に困るとき
- 高齢者などの紙おむつを買う費用に困るとき
- 通院などのための交通費に困るとき
- 生活保護を開始したときに食器や電化製品などの生活用品がないとき

## 家計は計画的に管理してください

保護費と収入を合わせた家計は、計画的に管理してください。服や電化製品の買い替えなども、基本的には家計のやりくりで買うものになります。例えどんな理由があっても、保護費の前借りなどはできません。



# さいていせいかつひ しゅうにゅう ひかく 最低生活費と収入との比較



**保護費** さいていせいかつひ た ぶん ほごひ しきゅう  
最低生活費に足りない分が保護費として支給されます。

## 1 さいていせいかつひ 最低生活費とは

くに さだ せいかつひ きじゅん げつ せいかつひ さいていせいかつひ  
国が定めた「生活費の基準」による1か月の生活費を最低生活費  
といいます。

さいていせいかつひ せたい にんすう ねんれい にゅういん にゅうしょ せいかつじょうきょう  
最低生活費は、世帯の人数や年齢、入院・入所などの生活状況に  
おう ひつよう かくしゅ ふじょ けいざん せたい  
応じ、必要とされる各種扶助により計算されます。そのため、世帯  
の状況が変わると、最低生活費も変わります。

## 2 しゅうにゅう 収入とは

しゅうにゅう きゅうよ しゅうよ たいしよくきん ねんきん てあて しおく  
収入とは、給与・賞与（ボーナス）、退職金、年金、手当、仕送  
り、保険金、賠償金、借入金、物品の売却金など世帯に入ったすべ  
てのものをいいます。

はたら しゅうにゅう こうつうひ しゃかいほけんりょう けいひ  
なお、働いた収入については、交通費や社会保険料などの経費の  
ほか、一定額を差し引く特別な取り扱いがあります。

# ● 生活保護を受けるうえで

## まも 守っていただくこと

### 1 実行していただくこと（生活保護の要件）

- (1) 働ける人は働いて、その収入を生活費にあててください。
- (2) 利用していない土地・家屋、広すぎる土地・家屋などの資産は売却するなどして、得た収入を生活費にあててください。  
また、居住用の不動産を所有している高齢者の世帯で、要保護世帯向け不動産担保型生活資金の貸付利用が可能な場合は、生活保護に優先して利用していただくことになります。
- (3) 預金・貯金・貯蓄型の生命保険などがあれば、生活費にあててください。
- (4) 年金・手当など、利用できる制度はすべて利用してください。

以下は保護に優先して行われます。

- 親・子・兄弟姉妹・前夫（子の父）・前妻（子の母）などから援助を受けられるときは、援助してもらってください。

※生活保護決定のために、銀行、生命保険会社、資産や扶養義務者などの調査を行いますので、ご協力ください。

※扶養義務者からの扶養や支援の有無にかかわらず、生活保護を受けることができます。DV（家庭内暴力）や虐待などの特別な事情があると認められる場合は照会を控えることもありますので、担当ケースワーカーにご相談ください。

## 2 守<sup>まも</sup>っていただくこと

(1) 日頃<sup>ひごろ</sup>から、健康<sup>けんこう</sup>でいられるよう努<sup>つと</sup>めてください。また、病<sup>びょう</sup>気<sup>き</sup>の<sup>ひと</sup>人は医師<sup>いし</sup>の指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>を守<sup>まも</sup>り、一<sup>いち</sup>日<sup>にち</sup>も早<sup>はや</sup>く治<sup>なお</sup>すよう努<sup>つと</sup>めてください。

(2) 支<sup>し</sup>給<sup>きゅう</sup>された保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>費<sup>ひ</sup>は、無<sup>な</sup>くしたり無<sup>む</sup>駄<sup>だ</sup>遣<sup>づか</sup>いをしたりしないよう<sup>に</sup>、大<sup>たい</sup>切<sup>せつ</sup>に管<sup>かん</sup>理<sup>り</sup>してくださ<sup>い</sup>い。また、計<sup>けい</sup>画<sup>かく</sup>的<sup>てき</sup>な<sup>く</sup>ら<sup>し</sup>に努<sup>つと</sup>め、健<sup>けん</sup>全<sup>ぜん</sup>な生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>の<sup>い</sup>じ<sup>じ</sup>・<sup>こ</sup>う<sup>じ</sup>ょう<sup>こ</sup>ろ<sup>を</sup>心<sup>こころ</sup>が<sup>け</sup>て<sup>く</sup>だ<sup>さ</sup>い<sup>い</sup>。

(3) 原<sup>げん</sup>則<sup>そく</sup>として、自<sup>じ</sup>動<sup>どう</sup>車<sup>しゃ</sup>を<sup>も</sup>つ<sup>こ</sup>と<sup>や</sup>他<sup>た</sup>人<sup>にん</sup>の自<sup>じ</sup>動<sup>どう</sup>車<sup>しゃ</sup>を<sup>う</sup>ん<sup>てん</sup>する<sup>こ</sup>と<sup>は</sup>で<sup>き</sup>ま<sup>せ</sup>ん。<sup>(→P.16)</sup>

(4) 担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>ケ<sup>ー</sup>ス<sup>ワ</sup>ー<sup>カ</sup>ー<sup>は</sup>、生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>状<sup>じょう</sup>況<sup>きょう</sup>の<sup>かく</sup>に<sup>ん</sup>の<sup>し</sup>じ<sup>を</sup>指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>な<sup>ど</sup>を<sup>お</sup>こな<sup>す</sup>た<sup>め</sup>、定<sup>てい</sup>期<sup>き</sup>的<sup>てき</sup>に<sup>ほう</sup>もん<sup>ち</sup>ょう<sup>さ</sup>を<sup>お</sup>こな<sup>す</sup>行<sup>い</sup>っ<sup>ま</sup>す。<sup>(→P. 13)</sup>

生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>を<sup>じ</sup>ゅ<sup>き</sup>ゅう<sup>を</sup>受<sup>あ</sup>い<sup>だ</sup>て<sup>て</sup>い<sup>る</sup>間<sup>かん</sup>は、担<sup>たん</sup>当<sup>とう</sup>ケ<sup>ー</sup>ス<sup>ワ</sup>ー<sup>カ</sup>ー<sup>か</sup>ら<sup>に</sup>生<sup>せい</sup>活<sup>かつ</sup>を<sup>こ</sup>う<sup>じ</sup>ょう<sup>を</sup>さ<sup>せ</sup>る<sup>た</sup>め<sup>の</sup>「指<sup>し</sup>導<sup>どう</sup>」<sup>や</sup>「指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>」<sup>を</sup>受<sup>う</sup>け<sup>る</sup>場<sup>ば</sup>あ<sup>い</sup>合<sup>あ</sup>ひ<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>。「指<sup>し</sup>導<sup>どう</sup>」<sup>や</sup>「指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>」<sup>を</sup>守<sup>まも</sup>っ<sup>て</sup>い<sup>た</sup>だ<sup>け</sup>な<sup>い</sup>と<sup>き</sup>は、文<sup>ぶん</sup>書<sup>しょ</sup>に<sup>よ</sup>る<sup>し</sup>じ<sup>を</sup>指<sup>し</sup>示<sup>じ</sup>の<sup>う</sup>え<sup>に</sup>、や<sup>む</sup>を<sup>え</sup>ず<sup>に</sup>保<sup>ほ</sup>護<sup>ご</sup>を<sup>へん</sup>こ<sup>う</sup>を<sup>てい</sup>止<sup>てい</sup>ま<sup>す</sup>た<sup>は</sup>廃<sup>はい</sup>止<sup>し</sup>す<sup>こ</sup>と<sup>が</sup>あ<sup>り</sup>ま<sup>す</sup>。

# ● かならずとどで 必ず届け出をしてください

1 世帯にいる人の収入(→P.4)が増えたり、減ったりしたとき。

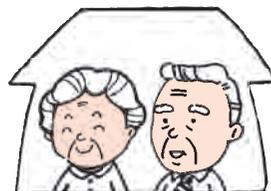
- ・ 給与・賞与(ボーナス)、退職金などもらったとき。
- ・ 年金、手当、仕送りなどを初めてもらったときや、受けとる金額が変わったとき。
- ・ 臨時に収入があったとき(慰謝料、保険金、借入金など)。

収入の届け出が遅れると、正確な保護費の計算ができず、必要な保護費を支給できないことがあります。働いている人は収入が変わらなくても、忘れずに届け出をしてください。収入のない人や収入に変更のない人は、最低でも12か月に1回は届け出をしてください。

※高校生などの未成年のお子さんのアルバイト収入なども同様に届け出が必要です。(担当ケースワーカーの指示に従い、遅れなく収入の申告をした場合に限り、就学のための必要最低限度の費用や運転免許など就労に役立つ技能を修得する経費を収入として認定しないことができますので、アルバイトを始める前に担当ケースワーカーにご相談ください。)

2 仕事を始めたり、変わったり、辞めたりするとき。

※仕事を探している方は、求職活動の様子について毎月届け出をしてください。



3 会社などの健康保険証が使えるようになったとき、使えなくなったとき。

4 ご家庭に変わったことがあったとき（妊娠、出生、転入、転出、死亡）。

5 高校、大学、専門学校などに進学するとき、及びこれらを卒業・退学するとき。

※これらの学校に進学する際に必要な費用について、援助できる場合がありますので、事前に担当ケースワーカーにご相談ください。

6 家賃・地代が変わるとき。

7 各種障害者手帳や、介護保険被保険者証などをもらったり、その内容が変わったりしたとき。

【注意！】身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の更新などにより障害の程度に変更があった場合や要介護認定の区分変更があった場合には、すぐに届け出をしてください。

8 交通事故など、第三者の行為によりケガなどをしたとき。

【注意！】相手と取り決めや示談をする前に届け出をしてください。また、相手が不明の場合も届け出をしてください。

9 少なくとも12か月に1回、預貯金や土地・家屋などの資産について、届け出をしてください。

10 冠婚葬祭や修学旅行のため、海外へ渡航するとき。

11 その他、生活の様子が変わったとき。

# ● こんなときは保護費を

## へんかん 返還していただきます

### 1 不正に保護を受けたとき

- ・収入があるにもかかわらず、収入の届け出(申告)をしなかったり、うその届け出をしたりして保護を受けたとき
- ・暴力団員であるにもかかわらず、うその届け出をして保護を受けたとき

不正に保護を受けたときは、それまでに受けた保護費(P.2記載の全ての扶助が対象)の最大で1.4倍の額を徴収します。

また、懲役や罰金などの刑事罰が科せられることもあります。

※福祉事務所では、毎年課税調査を行っており、福祉事務所に申告されている収入と勤務先や年金事務所などから税部門に提供される給与、年金などに関する資料の内容が一致しているか確認しています。

### 2 資力がありながら保護を受けたとき

事故や急病などのため、すぐに保護が必要なときには、資産などがあっても、保護を適用することがあります。

このようなときには、支給した保護費から必要経費などを除いた額を後から返還していただくことになります。

### たとえば

- ①資産(土地・家屋など)があるが、すぐには処分できず、その後で処分できたとき。
- ②交通事故の補償金を受け取ったとき。
- ③年金をさかのぼって、受け取ったとき。
- ④生命保険を解約し、解約金を受け取ったとき。
- ⑤財産を相続したとき。 など

## ● あなたに<sup>ほしゅう</sup>保障されること

- 1 正当な理由がないのに、保護が止められたり、保護費が変更されたりすることはありません。
- 2 保護費に税金をかけられることはありません。
- 3 保護費または保護を受ける権利を、誰からも差し押さえられることはありません。

### けつてい ぎもん 決定に疑問があるとき

あなたのご家庭の様子や収入が変わることにより、保護費の額が変わったり、保護が停止になったり、廃止になったりすることがあります。

その決定は通知書でお知らせしますが、その内容でわからないことがあれば、担当ケースワーカーにお尋ねください。

それでも納得できないときは、決定のあったことを知った日から3か月以内に、宮城県知事へ、審査請求をすることができます。

(ただし、外国人の方はできません。)